

令和2年 第6回

宮崎市教育委員会（定例会）

会 議 録

公 開 部 分

令和2年 第6回宮崎市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和2年6月30日（火） 13:40～15:30

2 場 所 教育委員会室

3 出席者 【教育長・教育委員】

西田教育長、今門代表教育委員、畠山委員、江草委員、柳田委員

【事務局】

迫田教育局長

（企画総務課）川辺課長、井上補佐、河野室長、竹下係長、

堀指導主事、鬼束主任主事、三角主任主事、河野主事

（学校施設課）野口課長、年増補佐

（学校教育課）牧野課長、小川補佐、川平補佐

（教育情報研修センター）富田所長、黒木次長

（生涯学習課）中野課長、鳥枝補佐

（保健給食課）大賀課長、松崎補佐

（文化財課）白坂課長、川崎補佐

4 議 案

番号	件名	説明者
議案第19号	宮崎市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について	学校教育課長
議案第20号	宮崎市青少年指導委員の委嘱について	生涯学習課長
議案第21号	宮崎市きよたけ児童文化センター運営委員会委員の委嘱について	生涯学習課長
議案第22号	宮崎市立図書館協議会委員の委嘱について	生涯学習課長
議案第23号	宮崎市立佐土原図書館協議会委員の委嘱について	生涯学習課長

5 報 告

番号	件名	説明者
報告第18号	臨時代理の報告について	教育局長 学校施設課長
報告第19号	令和2年第3回宮崎市議会定例会（6月）の報告について	教育局長
報告第20号	「宮崎市立小中学校の小規模化に対応した「魅力ある学校づくり」の考え方」策定の報告について	企画総務課長
報告第21号	令和2年度第1回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告について	学校教育課長
報告第22号	事故等の報告について	学校教育課長
報告第23号	臨時代理の報告について	学校教育課長

西田教育長	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今から、第6回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の傍聴者はいません。</p> <p>会次第「2 会議録署名人の指名」です。本日の会議録の署名人は、私西田と、柳田教育委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいですか。</p>
委員	異議なし。
西田教育長	<p>会次第「3 行事報告等」に入ります。</p> <p>まず、「(1) 教育長報告」と「(2) 委員報告」については、記載のとおりです。</p> <p>次に、「(3) 教育局長報告」でございますが、「令和2年第3回宮崎市議会定例会」につきましては、後ほど議事の中で報告をいたします。</p> <p>次に、「(4) 各課行事報告等」については、こちらに記載のとおりですが、学校教育課の「令和2年度第1回宮崎市いじめ防止対策委員会」については、後ほど議事の中で報告をいたします。</p> <p>これまでの報告に対する質問や、各行事に参加された委員の方でお気づきになった点やこれからの課題、また感想等ありましたら、お願いいたします。</p>
委員	なし。
西田教育長	<p>ないようでしたら、会次第「4 議事」に入らせていただく前に、進行の都合上、24ページ会次第「5 その他」の報告事項「(仮称)宮崎市文化芸術基本条例(素案)に関するパブリックコメントの結果と今後の流れについて」、文化・市民活動課から説明をお願いします。</p>
山本文化・市民活動課長	<p>本市の文化芸術基本条例の制定に向けた進捗状況について報告をします。</p> <p>まず、パブリックコメントの結果ですが、3月から4月にかけて、様々な意見をいただきました。本市の考え方というところに記載がありますように、4人の方から17件のご意見をいただきました。</p> <p>表の見方としましては、左側がいただいたご意見で、右側に本市の考え方を記載しております。時間の都合上、個別には、説明できませんが、大きく申し上げたいと思います。</p> <p>まず、意見の1番につきましては、現在、条文形式で総務法制課と調整をしておりますが、こちらの条例の頭に前文をつけて、分かりやすく文化芸術に関する本市の特徴を書き込んでいく予定です。2番から5番までの4項目については、条例の基本理念についてのご意見をいただきました。6番から10番につきましては、いずれも本市の役割、あるいは市民の皆様の役割、事業所等の役割についてご意見をいただきました。11番から16番までは基本的な施策等ということで、この条例の中に本市が進めます今後の文化政策の基本的な部分をまとめておりますが、こちらに対するご意見をいただいているところでございます。それから最後の17番ですが、これは施行日に関する意見でした。以上がパブリックコメントでいただいたご意見です。こちらは、今週の水曜日から既にホームページでも公表しています。</p> <p>続きまして、参考資料②になります。このスケジュールにつき</p>

	<p>ましては、本年度の分を記載しました。</p> <p>まず、6月下旬になります。本日は、教育委員会にて報告をし、また、法令審議請求という手続きがありまして、総務法制課に提出をします。</p> <p>それから8月になります。条例案ができましたら、市長まで決裁を受けた後、教育委員会の皆様にも定例会でご報告をする予定としております。最終的に9月議会に上程いたしまして、可決をいただいた後に、公布という流れになります。施行の時期につきましては、パブリックコメントの意見も踏まえ、市民の皆様にも分かりやすい日程にしたいと思います。</p> <p>条例制定後の流れですが、条例の周知用のリーフレットを作成しまして、関係者の皆様にも周知を図ります。また、年が明けて、審議会を立ち上げます。審議会の役割については、参考資料①の6ページの、宮崎市文化芸術審議会の設置という項目を参照ください。本市の基本計画の策定、変更、評価など重要事項を調査・審議するため、この審議会の立ち上げ準備に入りまして、年度が変わり、4月からこの審議会の運営に入りたいと考えております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
西田教育長	ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
畠山教育委員	質問ではないのですが、現在、文化芸術が非常に厳しい現状にあると思っています。その中で、このように準備を進めていただいているのは、本当に有難いことだと思っています。国文祭・芸文祭が来年に延期ということですが、成功を目指して、私も宮崎市民として頑張っていきたいと思っていますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。
山本文化・市民活動課長	ご意見ありがとうございます。
西田教育長	山本文化・市民活動課長、ありがとうございます。それでは、(4)議事に入ります。2ページをご覧ください。本日は、議案が5件でございます。はじめに、議案第19号「宮崎市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。
牧野学校教育課長	資料3ページをお開き下さい。議案第19号「宮崎市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について」でございます。宮崎市立小中学校通学区域審議会は、学校の新設や統廃合、大規模な住宅地の開発等により、通学区域の変更を必要とする場合に、委員の皆様のご意見をお聞きするために設置しているものです。本議案は、宮崎市立小中学校通学区域審議会条例第4条により、ページの別紙に掲げる12名に対し、委員を委嘱することをお諮りするものです。任期につきましては、同条例第5条の規定により、令和2年7月1日より令和3年6月30日の1年間となっております。また、女性委員の割合は42.7%となっております。説明は以上です。
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はありませんか。
委員	なし。
西田教育長	ないようでしたら、議案第19号「宮崎市立小中学校通学区域

	審議会委員の委嘱について」、ご承認いただけますか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。 次に、議案第20号「宮崎市青少年指導委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。
中野生涯学習課長	資料5ページをお開き下さい。議案第20号「宮崎市青少年指導委員の委嘱について」でございます。 青少年指導委員は、市内の中学校区を単位とする教職員や中学校PTA会員などの皆様から選出いただき、繁華街や問題行動の発生の恐れのある場所を中心に巡回指導等を行っていただいております。 本議案は、昨年6月1日から委嘱しておりました185名の委員のうち、2名が関係団体の役員の交代により変更になりましたことから、宮崎市青少年育成センター条例第4条、宮崎市青少年育成センター条例施行規則第4条及び宮崎市青少年指導委員に関する要綱第3条の規定により、6ページに記載しております後任の委員を委嘱するものであります。 任期につきましては、令和2年7月1日から令和3年5月31日までの11ヶ月でございます。委員185名のうち女性委員は、59名で割合は31.9%です。 説明は以上です。
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はありませんか。
委員	なし。
西田教育長	ないようでしたら、議案第20号「宮崎市青少年指導委員の委嘱について」、ご承認いただけますか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。 次に、議案第21号「宮崎市きよたけ児童文化センター運営委員会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。
中野生涯学習課長	資料8ページをご覧ください。議案第21号「宮崎市きよたけ児童文化センター運営委員会委員の委嘱について」です。 宮崎市きよたけ児童文化センター運営委員会は、宮崎市きよたけ児童文化センターの運営に関し、必要な事項を協議していただく機関であります。 本議案は、現在の委員が、令和2年6月30日をもって任期が満了することから、宮崎市きよたけ児童文化センター条例第10条第2項及び宮崎市きよたけ児童文化センター条例施行規則第3条の規定により、9ページに掲載しております8名の方を委嘱するものであります。 任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間でございます。委員8名の内、女性委員は5名で、割合は、62.5%となります。 説明は以上です。
西田教育長	ただいま説明に対し、ご質問はありませんか。
委員	なし。
西田教育長	ないようでしたら、議案第21号「宮崎市きよたけ児童文化センター運営委員会委員の委嘱について」ご承認いただけますか。
委員	異議なし。

西田教育長	<p>ご承認ありがとうございます。</p> <p>次に、議案第22号「宮崎市立図書館協議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。</p>
中野生涯学習課長	<p>議案第22号「宮崎市立図書館協議会委員の委嘱について」説明します。</p> <p>宮崎市立図書館協議会は、宮崎市立図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対し、意見を述べるなどの役割を担っている機関であります。</p> <p>本議案は、昨年7月1日から、委嘱しておりました10名の委員のうち、2名が関係団体の役員の交代により変更になりましたことから、図書館法第15条、及び宮崎市福祉文化条例第11条第2項の規定により、11ページに掲載しております後任の委員を委嘱するものであります。</p> <p>任期は、残任期間である令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間でございます。委員10名のうち、女性委員は4名で、割合は、40%となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
西田教育長	ただいま説明に対し、ご質問はありませんか。
委員	なし
西田教育長	他にないようでしたら、議案第22号「宮崎市立図書館協議会委員の委嘱について」ご承認いただけますか。
委員	異議なし。
西田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、議案第23号「宮崎市立佐土原図書館協議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。</p>
中野生涯学習課長	<p>資料13ページをご覧ください。議案第23号「宮崎市立佐土原図書館協議会委員の委嘱について」です。</p> <p>宮崎市立佐土原図書館協議会は、佐土原図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対し、意見を述べるなどの役割を担っている機関であります。</p> <p>本議案は、現在の委員が本年6月30日をもって任期が満了することから、図書館法第15条、及び宮崎市佐土原総合文化センター条例第4条第2項の規定により、14ページに掲載しております8名の方を委嘱するものであります。</p> <p>任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間でございます。委員8名のうち女性委員は4名で、割合は50%となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
西田教育長	ただいま説明に対し、ご質問はありませんか。
委員	なし。
西田教育長	他にないようでしたら、議案第23号「宮崎市立佐土原図書館協議会委員の委嘱について」ご承認いただけますか。
委員	異議なし。
西田教育長	<p>ご承認ありがとうございます。以上で、議案は全て承認されました。</p> <p>それでは、15ページをご覧ください。報告が6件でございます。報告第18号「臨時代理の報告について」、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>迫田教育局長</p>	<p>それでは、報告第18号「臨時代理の報告について」説明いたします。本来、教育予算につきましては、議会に諮る前に教育委員会にて承認を得なければなりません。急を要し、教育委員会を招集出来なかったことから、宮崎市教育委員会事務委任規則第4条に基づき、臨時代理により議会に提出し、6月議会にて承認を得たものでございます。このため、事後の報告となりますが、報告第18号別紙1、2を使って説明いたします。</p> <p>前後いたしますが、18ページをお開き下さい。報告第18号別紙2でございます。歳出についてですが、小学校空調設備整備PFI事業の1件でして、10億3,943万1千円を計上しております。</p> <p>別紙1の歳入ですが、歳出の補正に対する国の補助で、2億3,294万4千円を計上しております。また、前年度からの繰越金を2億278万7千円、市債を6億370万円計上しております。詳細については、学校施設課から説明いたします。</p>
<p>野口学校施設課長</p>	<p>小学校空調設備整備PFI事業については、報告第18号別紙4をご覧ください。他の小学校30校につきましては、PFIでの実行ということで計画を進めていますが、今回の事業の概要について説明します。</p> <p>(1)の事業の範囲をご覧ください。①新規設備については、対象校30校の普通教室等としています。これは、特別支援教室を含みます。664教室における新設・更新する空調設備が対象となりまして、新規設備に関する業務につきましては、設計、施工、工事監理、本市への所有権移転、維持管理、移設等が業務範囲となります。②既存設備については、同じく対象校30校の事務室や保健室等の189室に既に整備されている空調設備ということで、既存設備につきましては、業務としては、維持管理業務のみとなっています。</p> <p>(2)の事業契約の内容をご覧ください。契約相手方としては、株式会社宮崎学校空調パートナーという特別目的会社というのを作っていただき、9社で構成されております。②履行期間は、6月25日から令和16年3月31日までで、契約金額としては、24億3,082万9,971円となっております。今年度の交付金が、令和元年度の補正予算であり、来年度への繰越が困難になったため、施工期間の前倒しとなりました。交付金を有効に活用するために、当初令和2年度と3年度の2カ年計画していたわけですが、本年度中に整備することになりました。そのため、契約金額の増額が発生しています。</p> <p>資料にありますスケジュール変更に伴う契約金額の増額について、増額費用としては、維持管理費の増額分である880万円です。本年度分が150万円、来年度分が730万円となっております。</p> <p>その下にスケジュール表がありますが、当初の計画では、来年の8月末で引渡を受けるという予定でしたが、変更後につきましては、今年度の2月末を予定しています。そのため、3月から維持管理費が発生するため、本年度分として、3月の1ヶ月分の維持管理費用150万円が新たに増額となりました。</p> <p>また、来年度分としましては、4月から8月までの5ヶ月分、730万円が増額となり、本年度と来年度を合わせまして、88</p>

	<p>0万円の増額となっております。</p> <p>最後に6月補正における補正金額ですが、他の補正金額については、合計額としまして、10億3,943万1千円でその内訳としては、来年度に予定していた設計・施工業務費用の10億3,793万1千円が本年度に前倒しとなり、これに加えまして、本年度の3月の1ヶ月分の維持管理費用の増額分150万円が追加となります。そのため、10億3,793万1千円に150万円を加えた、合計10億3,943万1千円が今回の補正金額です。</p> <p>続きまして、報告第18号別紙5のスケジュールをご覧ください。①から⑫の学校につきましては、8月末で工事を完了させまして、9月から使用開始ができるようにしていきたいと考えております。他の学校につきましても、来年の2月末で全ての学校を完成させるということで、計画を進めています。</p> <p>説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいまの報告第18号説明に対し、ご質問はありませんか。</p>
柳田教育委員	<p>令和3年までの予定で考えていたものを、いろんな理由で2年までで圧縮したために、予算の変更があったということでしょうか。調整するのは大変だったと思いますが、その分早く、エアコンが使えることになったわけですね。問題は、今年の夏をどう乗りきるかだと思います。本当にご苦労様でした。</p>
西田教育長	<p>他にありませんか。夏休みの登校日については、いかがでしょうか。</p>
川辺企画総務課長	<p>今回、小学校6年生と中学校3年生につきましては、夏休みに入ってすぐの5日間は、授業日に設定しています。その間は、近隣の中学校は、エアコンが入ってますので、近隣の中学校に行ける子供たちは、そこで授業を受けることになります。</p> <p>近隣の中学校に行けない小学校が8校あります。小学校のパソコン教室と図書館はエアコンが入ってますので、2学級の学校は、そこで対応ができますが、それ以上の学級数がある場合は、自校で対応していかなければなりません。このような学校については、スポットクーラーをレンタルして、各教室に2台ずつ配置して暑さを和らげる対策をする予定にしております。</p>
迫田教育局長	<p>先程の空調の前倒しの関係で補足で説明します。今回の議案で挙がっている分につきましては、当初契約案件というのが、令和2年度から3年度にかける当初の契約案件で、議案を通しております。そのため、今の契約内容というのは、令和3年度までかかる契約金でございます。それと一緒に、先程、野口学校施設課長から説明がありました10億円あまりの金額の予算化を行いました。市の契約事項というのは、まず予算がないと契約できないため、予算をもとに契約をし、前倒しで全部を済ませますという変更契約の案を次の議会に挙げます。通常であれば9月議会ということになるわけですが、今、コロナ関係で7月臨時議会という話もでているので、7月に臨時会がありましたら、案としてあげて、そこで承認されて2カ年の分を1カ年でやるという今回予算案と計画案を一緒に提出しましたので、流れとしては、当初の契約と変更の予算を上程したという状況が今の状況であります。</p> <p>説明は以上です。</p>

西田教育長	<p>その他に何かありますか。他にないようでしたら、次に報告第19号「令和2年度第3回宮崎市議会定例会（6月）について」報告をお願いします。</p>
迫田教育局長	<p>それでは、報告第19号「令和2年度第3回宮崎市議会定例会（6月）について」報告させていただきます。資料の報告第19号別紙1の「令和2年第3回宮崎市議会定例会（6月）」の概要をご覧ください。6月の市議会定例会は、6月8日から6月25日の会期で開催されました。</p> <p>まず、一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月の市議会定例会一般質問4日目が全て取り下げとなったことから、今回の一般質問は、通常より1日多い5日間の日程で行われ、教育委員会に対して、19名の委員からの162の質問をいただきました。いただいた質問につきましては、別紙2になります。主なものとしましては、臨時休業による授業時数の確保や学校再開後の感染対策など新型コロナウイルス感染症関連の他、空調設備整備事業についてやGIGAスクール構想ついてなどの質問を多くいただきました。</p> <p>続きまして、質疑の状況です。議案質疑につきましては、空調設備整備PFI事業についての契約締結などにかかる議案第105号の特定事業契約の締結についてと、先程、報告第18号で説明いたしました空調設備の補正予算の議案第115号の令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第6号）案の2つの意見につきまして、3名の委員より質問がありました。</p> <p>内容につきましては、PFI方式を選択した経緯や事業者選定委員会の内容についてです。また、交付金にかかる県や国とのやりとりについてや2カ年計画の前倒しを判断した経緯などについて答弁を行いました。</p> <p>続きまして、議案の状況です。議案第101号の令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第5号）案につきましては、学校教育課の学校安全総合支援事業、教育情報研修センターの学校ICT環境整備促進事業、それから新型コロナウイルス感染症対策に伴うものとして、学校教育課のスクール・サポート・スタッフ配置事業、保健給食課の学校給食費返還等補助事業を提案しておりましたが、原案の通り可決されております。</p> <p>次に、議案第105号の特定事業契約の締結につきましては、学校施設課の宮崎市立小学校空調設備整備等PFI事業について、株式会社宮崎学校空調パートナーとの契約締結についてですが、原案の通り可決されております。</p> <p>次に、議案第112号の宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正については、放課後児童クラブに配置する支援員の資格にかかる基準を追加するものでしたが、原案の通り可決されております。</p> <p>次に議案第115号令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第6号）案につきましては、先程、報告第18号で説明した原案のとおり、可決されております。なお、議案の可決にあたり文教民生委員会の委員長報告のなかで、意見要望がありましたので、説明いたします。</p> <p>まず、議案第115号令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第5号）案のスクール・サポート・スタッフ配置事業については、</p>

	<p>今後、スクール・サポート・スタッフ未配置の小学校においては早急に配置できるような体制の構築に努められたい。また、今回の予算は小学校14校分ということですが、中学校についても、モデル校における分析、実績の検証を実施し、各学校からの要望を十分に反映した配置が可能となるよう検討されたいとの意見要望がありました。</p> <p>次に、学校ICT環境整備促進事業（R1国補正）についてですが、文部科学省のGIGAスクール構想に伴うタブレット端末の導入に際しては、国の補助等の確実な財源確保に努められたい。あわせて、将来のタブレット端末の更新の際の、財源確保についても検討されたい。また、タブレット端末導入に伴う教職員への研修については、児童生徒への指導に格差が生じることのないよう定期的、継続的に実施するとともに、各学校で指導する教職員においては、働き方改革に鑑み、過度な負担とならないよう研修の方法についても工夫されたいとの意見要望がありました。</p> <p>次に、学校給食費返還等補助事業につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波等の非常事態に備えて、食品ロス削減のため、子ども食堂やフードドライブ等との連携及び利活用について検討するなど、可能な限り食材が廃棄されないような方策について工夫されたいとの意見要望がありました。</p> <p>続きまして、議案第105号の特定事業契約の締結についてにつきましては、公募を実施する前に、関係者に対する丁寧なヒアリングを実施するとともに、選定委員の選出方法や評価の方法など、業者の選定にあたって疑義が生じないよう透明性の確保に努められたい。地元業者の参入率を上げる方策を検討するとともに、人件費の抑制にならないよう注視しながら、地元の経済効果につながるよう研究されたい。PFIコンサルタント業者からの情報を適切に精査することのできる専門的な能力を持つ職員の育成にも努められたい。今後、本市でPFI事業を実施するに当たっては、今回の実績を踏まえ、将来的に本市独自でのPFI事業の構築が可能となるよう研鑽されたいなどの意見要望がありました。</p> <p>次の議案第112号については、意見要望はありませんでした。</p> <p>最後に、議案第115号令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第6号）案につきましては、子供たちの教育環境整備のため、本年度中の確実な空調設備の設置及び着実な予算の執行に努められたい。今回の交付金の申請等の事務手続については、どこに問題があったのか、責任の所在を明確にしたうえで、市民に対する説明責任を果たし、また、県に対する申入れ等についても考慮されたいとの意見要望がありました。なお、審査全体について補助金及び交付金の申請執行について、昨今の交付金の問題を鑑み、改めて適正な処理に努められたいとの意見要望がありました。6月の市議会定例会については以上です。</p>
西田教育長	ただいま説明のありました、報告第20号について、何かご質問はありませんか。
委員	なし。
西田教育長	それでは、次に、報告第20号「宮崎市立小中学校の小規模化に対応した「魅力ある学校づくり」の考え方」策定の報告について、事務局から説明をお願いします。
川辺企画総務課長	それでは、報告第20号「宮崎市立小中学校の小規模化に対応

した「魅力ある学校づくり」の考え方」策定の報告について、ご説明いたします。資料は、報告第20号別紙と考え方の冊子を1冊配付しております。こちらの資料を使って説明いたします。

まず、概要版をご覧ください。始めに策定の「1 背景と目的」でございます。学校は、子どもたちの教育の場であることに加え、地域防災の拠点であったり、地域行事などの地域住人との交流の場であるなど地域コミュニティの核」としての重要な役割も担っています。一方で本市の児童生徒数は、昭和61年をピークに減少傾向でして、今後、学校の小規模化に伴う課題の顕在化が懸念されています。このため、こちらの作成の目的にも記載しておりますが、本市では、学校が小規模化しても「魅力ある学校」として存続させるため、学校の課題を整理し、小規模化に対応する方策をまとめ、学校での実践を促すことで、小規模化に対応した「魅力ある学校づくり」を行う考え方をまとめたものです。

本市では、学校の統廃合の基準を設けず、学校が小規模化したとしても、行政が指導して学校の統廃合を行うのではなく、仮に統廃合を行う場合は、保護者や地域の方々の総意があったうえで進めることが大切であると考えているということで、学校の統廃合に対する考え方を述べております。(2)作成の目的のところ、小規模化が進んでも魅力ある学校として存続させていくことを目指して、この考え方を作成しました。

次に「2 本市の現状」です。(1)児童生徒数と学校数の推移に記載しているように、児童生徒数は昭和61年をピークに減少している一方で、学校数は、ほぼ横ばいとなっております。(2)本市の人口の将来推計にもありますように、今後本市の全体の人口と0歳から14歳までの年少人口はともに減少していくと推計されております。(3)本市の学校規模の推移ですが、①小学校と②中学校の学校規模はどちらもピーク時に比べると規模が小さくなっていることが分かります。これらのことから、本市の児童生徒数は今後も減少し、学校規模も小さくなっていくことが予想されます。

まず、「3 学校の小規模化による影響」です。昨年7月にクラス替えができない学年がある16校の中学校を対象に実施した調査の結果を掲載しております。

まず、児童生徒の面では、メリットとして、施設を余裕をもって使えること、教材・教具が整えやすいこと、児童生徒一人一人に対して、きめ細かな指導・支援が行えるということなどがあります。

また、デメリットとしては、児童同士が切磋琢磨する機会が少ない、人間関係の固定化などが挙がっております。学校・教職員の面からのメリットは、児童生徒の生活や家庭状況が把握しやすいこと、異年齢の学習活動を組みやすいことなどが挙がる一方、デメリットとして、教職員の負担増や指導方法の制約や班活動やグループ分け、集団学習の制約が挙げられています。このように児童生徒数が少ない学校の魅力や課題であることの整理をしました。

次に、「4 小規模化に対応した「魅力ある学校づくり」の方策」ですが、この考え方の中では、小規模化に対応する方策としまして、魅力を生かしながら、課題を解消・緩和する学校づくりを行

	<p>っていきたいと思います。まず、魅力を生かす方策としては、「個別指導などの実施や学習内容定着のための十分な時間の確保」、「家庭や地域と連携した学習面以外のサポート」、「児童・生徒会活動などでの全員に役職の経験」、「GIGAスクール構想」を見据え、他校の遠隔授業などの活動の展開」などがあります。また課題を解消・緩和する方策として、「上級生がリーダー役となった異学年集団での協働学習や体験学習の実施」、「複数の教員による児童生徒の多様な観点での評価や校務の適切な分担」、「中学校区の学校間ネットワークの構築による合同授業や合同行事の実施」、「他校との合同部活動の実施や地域人材を活用した部活動指導員の配置、地域の特色を生かした活動の創出」などがあります。</p> <p>最後に「5 本考え方の活用」であります。今後、小規模化が懸念される学校については、「魅力ある学校づくり」に向けた取組について、地域と連携しながら議論を進めて欲しいと考えております。また、教育委員会は、他自治体の効果的な取組などを学校へ情報提供するとともに、各学校の取組等を支援していきたいと考えております。説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいま説明のありました、報告第20号について、ご質問はありませんか。</p>
今門代表教育委員	<p>学校が地域コミュニティの核として位置づけられて、統廃合を行う場合も、保護者や地域の方と連携して進めていくことは素晴らしいと思います。浦之名小学校と高岡小学校の統合のときに、まずは子ども達のことを配慮されて、高岡小学校に早く馴染めるように対応されていたことを思い出しました。</p>
畠山委員	<p>この「魅力ある学校づくり」という考え方は、とても素晴らしいと思いました。私は仕事の関係で、宮崎市の民俗芸能祭りの資料を見せていただきまして、住吉小学校の子どもたちの地元の郷土芸能を復元する作業などがございました。そちらは文化財課の管轄ということですが、またこのコロナ禍ですから、密接な関係で交流をするのも難しいかもしれないですが、いろんな地域の特色を掘り下げていく、そして継承していくという良い機会でもあると思います。地域の少子化、高齢化がすすむ中で、地域のご高齢の皆様が、子どもたちの活躍を涙を流して感動される姿に私たちも感動しますので、この小規模化の課題の解消・緩和する方策の一番最後にある「地域の特色を生かした活動の創出」という部分がとても魅力的だと思います。これは、小規模化した学校だけではなく宮崎市の活性化にも繋がることだと感じました。とても良い取組だと思います。引き続きよろしく願いいたします。</p>
西田教育長	<p>よろしいでしょうか。他にないようでしたら、次に報告第21号「令和2年度第1回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告」について、報告第22号の「事故の報告について」、本日資料を追加しております報告第23号ですが、こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
西田教育長	<p>それでは、これより非公開といたします。</p>
西田教育長	<p>それでは、ここで非公開を解除いたします。次に、「5 その他」に移ります。</p>

	委員の皆さまから、情報提供等がありましたら、お願いします。
委員	なし。
西田教育長	他にないようでしたら、会次第「5 その他」にあります「小中学校における留守番電話対応の実施について」、事務局から説明をお願いします。
川辺企画総務課長	小中学校における留守番電話対応の実施について報告させていただきます。留守番電話対応の実施につきましては、先に委員の皆様へ資料を送付させていただきましたが、6月15日より江平小学校、本郷小学校、大宮中学校、久峰中学校の4校において、試験運用を開始しております。また、全ての小中学校におきましても、夏季休業期間開始の前日にあたる7月22日の夕方より運用を開始する計画で、現在、準備を進めているところです。なお、試験運用をしている4校からの報告によりますと、現在まで保護者等からの苦情もなくスムーズに運用は行われているということです。以上です。
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はありませんか。
委員	なし。
西田教育長	ないようでしたら、「宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。
中野生涯学習課長	<p>当日配布の資料1をご覧ください。</p> <p>宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の新旧対照表です。今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所用の改正を行うためのものであります。放課後児童支援員とは、児童クラブに配置することが必要な有資格者のことを指しますが、放課後児童支援員として、従事する場合、保育士や教員免許等の資格に加え、認定資格研修という所定の研修を受講する必要があります。</p> <p>この研修につきましては、従来、都道府県または、政令指定都市しか実施することはできませんでしたが、令和2年4月1日施行の条例改正により、中核市も研修の実施自治体に追加されました。なお、中核市が実施する認定資格研修を履行したものが、本市の児童クラブで放課後児童支援員として従事することを想定し、条例改正を行っております。</p> <p>なお、今回の条例改正により中核市である宮崎市も研修の実施自治体となることが可能になりますが、県主催の現行の研修にて、本市児童クラブの必要数は確保できておりますので、現時点で本市開催の認定資格研修を実施する予定はありません。先程報告がありましたとおり、令和2年第3回宮崎市議会定例会により原案可決されています。条例改正については以上です。</p>
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。なければ、「6 次回委員会の決定」について事務局から説明をお願いいたします。
川辺企画総務課長	次回の定例会は、令和2年7月22日（水）、13時30分から教育委員会室で開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
西田教育長	ただ今説明のありました日時で、委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

	続きますして、会次第「7 行事予定」について、事務局から説明をお願いします。
川辺企画総務課長	(行事予定説明)
委員	なし。
西田教育長	以上をもちまして、第6回定例会を終了します。